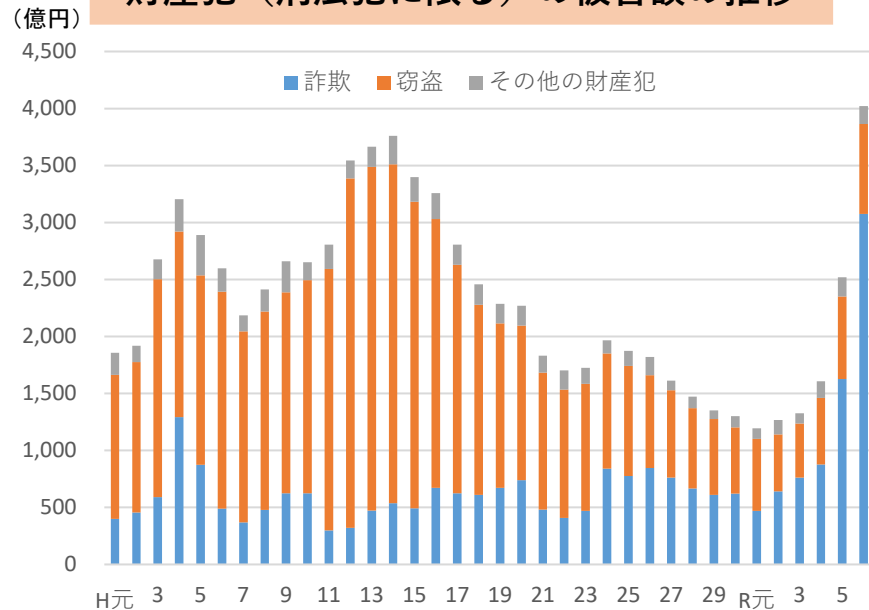


現在の情勢

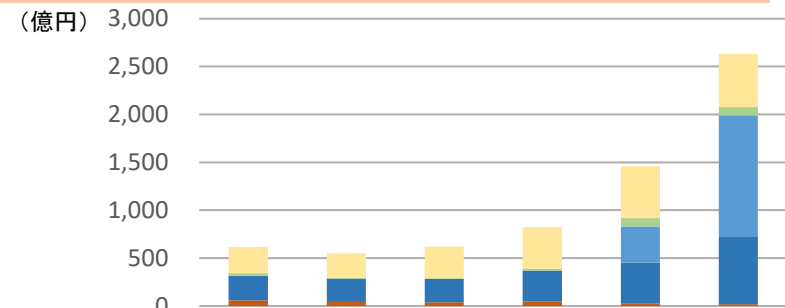
SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した詐欺等の被害が加速度的に拡大する状況を受け、令和6年6月、「国民を詐欺から守るための総合対策」を策定し、官民一体となった対策を講じてきたところ、**令和6年中の財産犯の被害額は4,000億円を超え、これは平成元年以来最も高かった平成14年当時の被害を上回る額であり、極めて憂慮すべき状況。その増分の大半を詐欺による被害額が占めており、詐欺への対策が急務。**

財産犯（刑法犯に限る）の被害額の推移



	R元	R2	R3	R4	R5	R6
詐欺	469.5	640.1	763.0	876.8	1,625.8	3,074.7
窃盗	633.2	501.6	474.0	585.3	725.8	789.3

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、不正送金事犯、クレジットカード不正利用事犯の被害額の推移



	R元	R2	R3	R4	R5	R6
合計	615.1	549.5	620.3	822.7	1,536.0	2,631.4
カード不正利用	274.1	253.0	330.1	436.7	540.9	555.0
不正送金	25.2	11.3	8.2	15.2	87.3	86.9
SNS型投資・ロマンス詐欺					455.2	1268.0
特殊詐欺（その他）	256.7	242.6	242.5	323.9	422.8	704.4
小計	281.9	253.9	250.7	339.1	965.3	2,059.3
特殊詐欺（詐欺盗）	59.1	42.6	39.5	46.9	29.8	17.1

※ 令和6年の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は暫定値。
 ※ カード不正利用の被害額は、日本クレジット協会が集計したもの。

総合対策の改定

- 一層複雑化・巧妙化する詐欺等の被害から国民を守るためには、手口の変化に応じて機敏に対策をアップデートすることに加え、犯罪グループを摘発するための実態解明、犯罪グループと被害者との接点の遮断等の取組が必要。
- 令和6年12月に決定した「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」と統合するとともに、金融・通信に関するサービス・インフラの悪用を防止するための対策や、架空名義口座を利用した新しい捜査手法の検討等の新たな取組を追加して従来の総合対策を改定し、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化。